

## 血液透析療法の発展と臨床工学技士

山下 芳久\*

血液透析療法がわが国で広く行われるようになってから、すでに半世紀以上が経過した。血液透析黎明期には、透析装置を扱う専門職が制度として存在せず、医療スタッフや技術者が無資格のまま装置操作に関与していた（透析装置に詳しい患者が装置操作を担っていたという話もある）。医療機関という資格職種の集まりの中で、無資格の立場で医療行為を支えるという状況は、当時を経験していない人々には想像し難いものであろう。知識や技術、さらには業務量において努力を重ねても、制度上は正式な職種として認められていないという現実があった。しかしそれでも患者のため、そして将来必ず実現すると信じた資格—臨床工学技士—の創設を目指して、日々の業務と研鑽が積み重ねられてきたのである。

1988年4月1日、臨床工学技士法が施行され、同年12月には国家資格として臨床工学技士が誕生した。臨床工学技士の業務は生命維持管理装置の操作および保守管理と定められた。「生命維持管理装置」という名称が制度上明確に示されたことにより、われわれは人の生命を直接支える装置を扱う責務を担う職種として位置づけられることとなった。当時は施設ごとに臨床工学技士の業務範囲や役割に多少の違いが見られたが、それは血液透析療法そのものが高度かつ危険性を伴う医療行為であり、治療の種類や患者の状態が多様であったことに起因している。

血液透析療法を安全に実施するためには、高度な技術水

---

\* 埼玉医科大学保健医療学部臨床工学科

準を維持するとともに、医師や看護師をはじめとするコメディカル、さらには患者との信頼関係が不可欠である。臨床工学技士は医療機器を扱う専門職であると同時に、他職種と協働して医療を支える職種でもある。透析医療はチーム医療を象徴する医療分野の一つであり、その中で臨床工学技士は重要な役割を担っている。透析医療チームの一員としての自覚を深め、絶えず新たな知識と技術の修得に努めるとともに、自らの研鑽を通じて職種全体の専門性と安全性の向上に寄与する姿勢こそが、臨床工学技士という専門職の社会的信頼と職能的地位を確立する礎となるものである。

現在においても、血液透析療法に携わる臨床工学技士の立場が完全に確立されたとは必ずしもいえない。しかしこの現状を直視し、将来を見据えた取り組みを積み重ねていくことによって、その役割と存在意義はさらに明確になっていくであろう。臨床工学技士の業務は決して固定されたものではなく、臨床工学の進歩とともにその必要性は今後さらに広がっていく。

振り返れば、血液透析療法の発展は、多くの医療者と技術者の努力の積み重ねによって築かれてきた。その歩みの中で、臨床工学技士は生命維持管理装置を扱う専門職として医療の一翼を担う存在となった。これからも臨床工学技士一人一人の実践の積み重ねが、透析医療の未来を形づくることを忘れてはならない。

謝辞：臨床工学技士制度の成立にご尽力された諸先生方の先見性に対し、深甚なる敬意と感謝の意を表します。